

小鹿総政 3 6 3 号

令和 2 年 1 1 月 6 日

各 課 所 長 様

小鹿野町長 森 真 太 郎

令和 3 年度小鹿野町予算編成方針について（通知）

令和 3 年度予算編成方針を別紙のとおり定めたので、小鹿野町予算規則第 5 条の規定に基づき通知する。

令和3年度予算編成方針

1 国県の予算編成の動向

国は、本年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、「新型コロナウイルス感染症拡大による日本経済への影響は甚大であり、先行きについては感染拡大防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていく中で、各種政策により経済の下支えを行いながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていく」としている。

また、埼玉県令和3年度予算編成方針では、新型コロナウイルス感染症対策の更なる強化をしつつ、「事業の必要性や効果をゼロベースで検証した上で、スクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに事業の選択と集中を図るなど歳出の削減に取り組み、さらに、すべての事業においてデジタル技術の導入の可否を検討し、デジタル化・ペーパーレス化による行政プロセスの見直しを行うことで、業務の効率化・県民サービスの向上を図るとともに、中長期にわたり歳出削減を図っていく」としている。国、県ともに厳しい財政状況の中、新型コロナウイルス感染症対策をしたうえで、歳出改革を徹底し、経済及び行政サービスの向上を図っている。

2 当町の財政状況と今後の見通し

当町の財政状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により町税収入の減少が懸念されるほか、出生数においては、平成30年度が36人、令和元年度が35人、令和2年度の出生見込みが38人と、連続して40人を下回っている状況である。出生数の減少は生産年齢人口の減少に直結し、自主財源の根幹である町税は将来大幅に減少することが明らかである。また、歳入の約42%を占める地方交付税も、令和3年度では合併したことによる特例措置が終了するため、さらに厳しい財政運営となることが予測される。

歳出においては、これまで実施した普通建設事業に多くの町債を財源として充ててきており、平成25年度以降、町債残高は年々増え続けている。それに伴い

歳出全体における公債費の割合も年々増加している。そのほか、少子高齢化への対応による社会保障費の増加、老朽化した施設の修繕費などへ多くの費用を要している。また、令和3年度からは新庁舎の建設が始まり、さらに町債残高は増加する見込みである。新型コロナウイルス感染症についても、今後の感染状況によっては対策に多くの費用を要する可能性を含んでいるため、財源を確保できない事業や効果の見込めない事業については、実施年度の見直しや事業そのものを再構築するなど、ゼロベースからの見直しが必要である。

こうした状況から、歳入においては、国庫補助金をはじめあらゆる財源の確保に積極的に取り組み、歳出においては、効果の見込めない事業のスクラップについて積極的に行うとともに、経常的な経費についても常に改善することを職員全員で考え、歳出の削減を推進していくこととする。

3 予算編成基本方針

(1) 令和3年度予算は、第2次小鹿野町総合振興計画におけるまちの将来像実現の重点目標である、「働く場の創出」、「安心して産み育てられるまちづくり」、「いつまでも元気で、自分らしく暮らせるまちづくり」の3つを実現するための事業を推進する。特に、人口減少に負けない「持続可能なまちづくり」を目指し、行政主体ではなく、住民が中心となり地域の活性化に取り組む「自治力」と、特産品や観光名所だけでなく、町が行う施策においても、小鹿野ならではの魅力を今よりさらに磨き上げ発信する「ブランド力」、この2つの向上を図る事業に積極的に取り組むこととする。

また、新たな課題には積極的にチャレンジするとともに、事業の優先性、重要性、費用対効果等について、担当課だけの視点ではなく、他課を交えた様々な視点や意見を取り入れて十分に検証し、最少の経費で最大の効果を上げられるよう、歳出削減を伴った予算要求となるよう努めること。

さらに、コロナ禍の中で感染症予防・治療対策と併せて地域経済の活性化に向けての各種施策の推進に積極的に取り組むこと。

(2) 既存事業については、当初の目的が達成できた事業、実施効果の得られて

いない事業、民間で実施できる事業などの選別を行い、継続する必要性も含めてゼロベースで検討するとともに、各課横断的に対応可能な事業は相互連携し整理統合するなど、事業の削減に取り組むこと。

(3) 事業実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を十分に図ったうえで、漠然と実施するのではなく、町民ファーストを心がけ、現場に足を運び町民の言葉に耳を傾け、町民の抱える悩みを自分のことと置き換えて考え、課題の解決にむけて基本理念推進の3S（スピード・スマイル・スリム）を念頭に、事業執行に努めること。

(4) 新規に行う事業については、財源のないものは原則認めない。財源のあるものについても、事業の必要性、規模及び効果をあらゆる視点から検証し、全体計画を作成するなどして実施期間を定め、後年度負担を十分に精査すること。

(5) 投資的経費及び施設等の修繕費については、公共施設等総合管理計画及び今年度策定している個別施設計画を踏まえ、今後の施設維持管理の方向性を統廃合も含め検討し、優先順位を決めること。また、新庁舎建設事業が始まることに伴い、真に必要な事業に経費をかけるよう、町民の安全確保等に資するものを除き、急を要さない修繕事業などは、後年度に先送りするなど柔軟に対応すること。

また、町債残高も増加していることから、公債費の負担が後年度の財政運営に大きく影響することを念頭に置き、財源を安易に起債に頼るのではなく、国県等の補助制度をよく調べ、財源の確保に努めること。やむを得ず起債をする場合は、起債に必要な各種計画の作成及び調整を図ること。

(6) 施設の維持管理費等に要する経費については、経常的な経費であることから、その費用について適正かどうか検証し、廃止・縮小できるものは、積極的な歳出削減に努めること。特に、当初の目的を達成した空き公共施設の活用等（解体撤去を含む）については、スピード感を持って取り組むこと。

(7) 補助金・負担金については、透明性・公平性を確保しながら、必要性や効果を十分検証し、減額や廃止も含めて総合的に判断すること。

特に、団体への運営費補助的な補助金については、前年踏襲とするのではなく、根拠となっている要綱やその団体の存在意義などを十分検証するとともに、決算書等を細かく点検し適正な補助額の算出等、団体の統廃合も含めた検討を行うようお願いしたい。

(8) 借地については、現状を把握するとともに、借地である必要があるかどうか十分検証し、不必要なものにあつては契約期間が満了する前から、返還できるように調整すること。

また、町有地は、町の大切な財産であることから、土地の有効活用を図る必要があるため、未利用で売却可能な場合は公売し財源を確保するなど、積極的な利活用に努めること。

(9) 歳入に関しては、依存財源の多い本町にとって、予算編成の重要な要素となるため、法律改正や制度改正に伴う国、県の動向を注視しながら情報収集を行い、できるだけ正確な額を要求するとともに、有利な補助金の発掘・活用に努めること。特に、地方創生に係る交付金については積極的に活用すること。

なお、町税に関しては、自主財源の根幹をなすものであることから、税負担の公平性の確保はもとより、収納率の向上のため、徴収対策の充実に努めること。

また、使用料・手数料については、過去の利用実績から使用料等を見積もるとともに、使用料の増加を目指した魅力ある施設の運営に努めること。

(10) 特別会計及び企業会計についても、一般会計と同様な扱いとするが、独立採算の原則があることから、中長期的な視点で安定した経営が行えるよう徹底した効率化及び経営の健全化に取組み、より一層経営基盤の強化に努めること。

特に企業会計の経費は経営に伴う収入をもって充てなければならないことから、歳入に見合った予算とすること。ただし、病院事業会計については、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年にも増して厳しい経営状況であるが、公立病院であるとともに地域の中核医療施設でもあるなど、町民をはじめ、地域住民の安全で安心な暮らしの確保に欠かせない施設であることから、必要経費については十分精査し、適切な見積りをするよう努めること。

一般会計からの繰出金については、法定内によるものは制度をよく理解し正確な数値を要求すること。法定外の繰出金については、県からも極力無くすようにと指導を受けていることから、繰出金に頼ることのないよう、経営計画等策定するなど、経営の健全化に努めること。

4 予算要求書の提出等

事務的な取扱いに関しては、別途総合政策課長より各課所長あてに通知する。